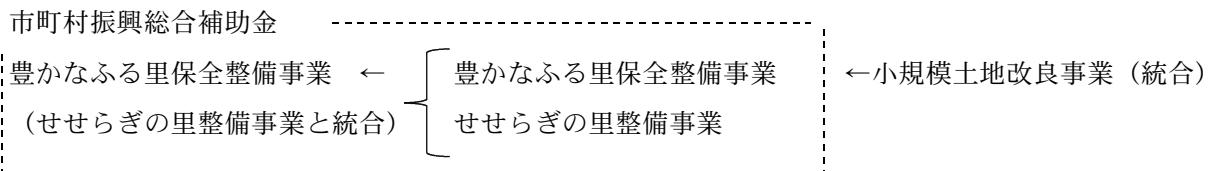


(市町村振興総合補助金メニュー事業) <b>豊かなふる里保全整備事業</b>	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 地域復興支援課 地域振興第二班 (農村整備課 農村環境整備班)
---	-----------------------	--

## 事業の内容

1. 農業生産基盤整備      2. 農村環境基盤整備      3. 農村交流基盤整備      4. 特認事業

※事業の変遷



## 採択基準

県費補助の対象として採択する事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備を行うものについては、事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上、受益戸数が2戸以上であること。
- (2) 農業生産基盤整備を行うものについては、関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (3) 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で、工期が3カ年以内であること。
- (5) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工種
1 農業生産基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米政策改革の推進を図るための、ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗渠排水、客土、土壤改良及び農用地保全・造成</li> <li>・受益地内の転作田又は既存畑に畑作物を作付けしているもの又は作付けを計画しているもので、米政策改革に対応した多様な農産物の産地づくりに資するもの</li> </ul>
2 農村環境基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源利活用施設整備、集落防災安全施設整備及び集落緑化施設・環境管理施設整備、せせらぎの里整備</li> </ul>
3 農村交流基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備</li> </ul>
4 特認事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が特に必要と認める施設の整備</li> </ul>

負担割合	区分	国	県	市町村	土改区等	備考
	豊かなふる里保全整備事業事業	—	40以内	20以上	40以下	